

輸出事業計画

様式 2

申請者名：ホクレン食肉輸出コンソーシアム
品 目：牛肉・豚肉

1. 輸出における現状と課題

(1) 現状

① 販売対策

・現在、輸出に当たっては、(株)北海道畜産公社でと畜・加工された製品を、ホクレン農業協同組合連合会がJ A全農ミートフーズ(株)に販売し、J A全農インターナショナル(株)が輸出を担っている状況。

(牛肉)

- ・道内の肉用牛飼養頭数は566千頭であり、そのうち和牛は約37%の203千頭。(令和4年次)
- ・道産牛肉に係る輸出実績は、ロイン系を中心に631百万円・98トンであり、輸出先国は台湾、米国、EUおよび香港。(令和4年次)

(豚肉)

- ・道内の肉豚飼養頭数は759千頭であり、その内肥育豚は634千頭。(令和4年次)
- ・道産豚肉に係る輸出実績は、ロース・カタロースを中心に18百万円・15トンであり、輸出先国はシンガポール。(令和4年次)

② 動物福祉対応及び血斑対策

- ・アニマルウェルフェアに則った作業マニュアルによる動物福祉の観点をもった取り扱いの徹底。
- ・対米輸出認定施設を取得した十勝第3工場において、これまでの施設改修や懸垂放血による血斑の発生率の低減対策を実施したが、令和3年度においてはと畜・解体までのスタンニング方法等について検証を継続の上、改善策を実施し、令和2年度にて血斑発生率5.4%から令和3年度で血斑発生率4.2%に低減したが、令和4年度は発生率4.8%と増加。

(2) 課題

① 販売対策

(牛肉)

- ・安定的な肉用牛生産を実現するため、輸出による多様な販売チャネルを通じた需要確保が必要。
- ・輸出に当たっては、ロイン系がメインとなっており、他の部位（バラやモモ等）の取引を拡大する必要。
- ・北海道産和牛ブランドは主産地より知名度が劣るため、さらなるプロモーションが必要。
- ・輸出拡大による取引量の増加に備えた道産和牛等の増頭が必要。

(豚肉)

- ・多様な販売チャネルの需要確保により安定的な肉豚生産を実現するため、更なる輸出拡大が必要。
- ・輸出に当たり、ロース、肩ロース、バラが主となっており、他の部位（ウデやモモ等）の取引を拡大する必要がある。
- ・令和4年度において、対応国への北海道産豚肉の輸出を開始。今後の輸出増に向けて北海道産豚肉の知名度向上に向けた取組や、今後の安定した輸出量の確保に向け、プロモーションが必要。

② 血斑対策

- ・血斑発生防止対策を検討・実施したが発生率は増加（4.8%）、対策の見直しと低減対策の改善が必要。

2. 輸出事業計画の取組内容

(1) 販売対策

(牛肉)

- ・北海道産牛肉に対する理解の醸成を図るため、産地招聘を実施するとともに、プロモーションを実施することにより、現地での北海道産牛肉の認知度の向上を図る。

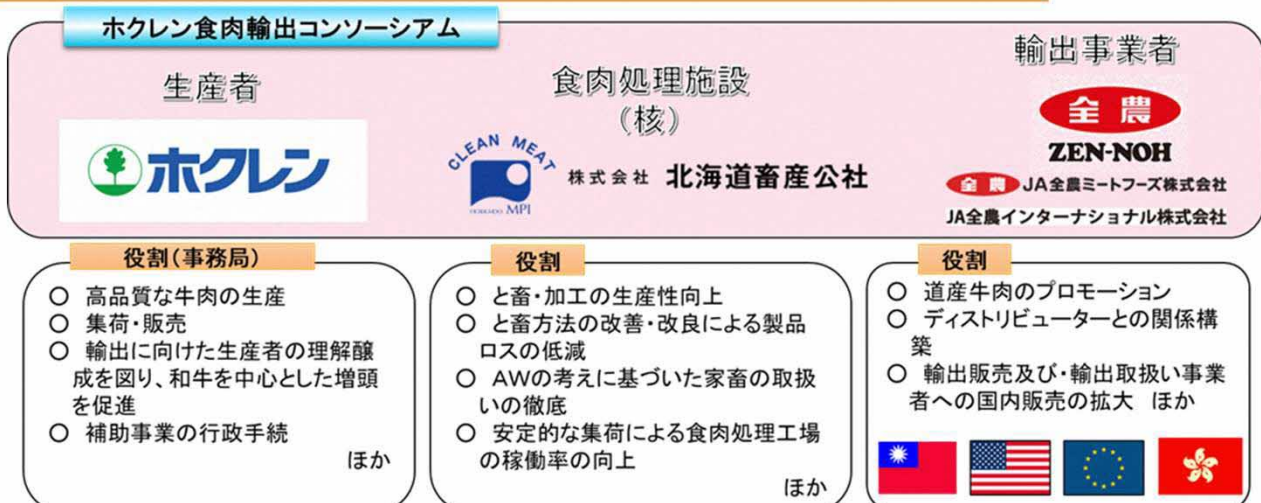
(豚肉)

- ・北海道産豚肉に対する理解の醸成を図るため、産地招聘を実施するとともに、北海道産豚肉のお披露目（ローンチ）イベントおよびプロモーションを実施することにより、現地での北海道産豚肉の認知度の向上を図る。

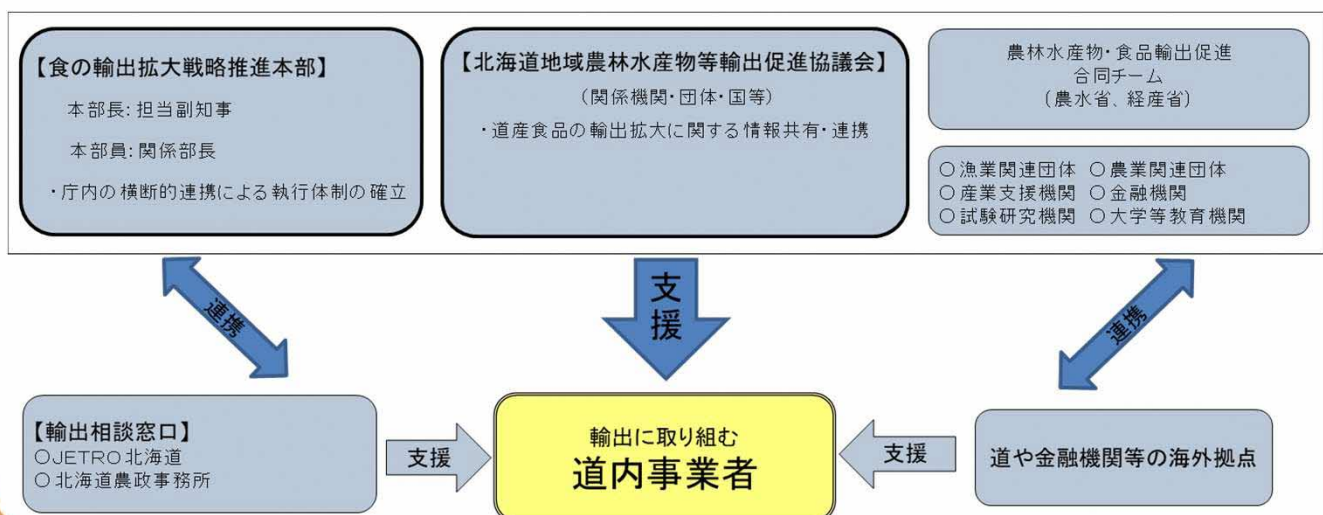
(2) 血斑対策

- ・と畜・解体までのスタンピング方法について検証を実施し、更なる改善策を実施。
- ・スタンピングボックスへの追い込み時に興奮させないなど、生体へのストレス軽減の観点からの検証を実施。
- ・血斑発生低減を目的に放血実施個所にカメラを設置し、時間や作業等の分析データの収集および分析を実施。

3. 輸出事業計画の実証と見直しを行うためのPDCA実施体制



上記に北海道農政部が事業実施に関係し実施内容を検証。オブザーバーとしても参加。
 この他、北海道では、以下のスキームで関係機関が連携しオール北海道としての輸出の取組を推進している。※ホクレンは北海道地域農林水産物等輸出促進協議会の会員



4. 輸出目標額

牛肉	現状 (令和4年度)	目標年 (令和7年度)
輸出額(百万円)	631	1,312
輸出量(t)	98	188
輸出先国	台湾、香港、EU、米国	台湾、香港、EU、米国

豚肉	現状 (令和4年度)	目標年 (令和7年度)
輸出額(百万円)	18	27
輸出量(t)	15	23
輸出先国	シンガポール	シンガポール